

経済産業省

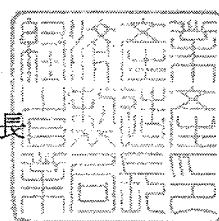
20170629製局第1号

平成29年6月29日

全国電機商業組合連合会

会長 殿

経済産業省製造産業局長



道路交通法の基準に適合しない電動アシスト自転車の取扱いに関する周知について（要請）

この度、平成29年6月29日付けで独立行政法人国民生活センター（以下「センター」と言います。）から、「電動アシスト自転車」と称して販売されている9製品について確認を行った結果が公表されましたが、センターの発表内容（別添）に記載の2製品について、アシスト比率が道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の3に定めるアシスト比率の基準（以下「基準」と言います。）を超え、基準に適合しないことが判明しました。

基準に適合しない製品は、道路交通法上の自転車ではなく原動機付自転車等に該当することとなりますが、当該製品は道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合しないため、道路を通行させることはできません。

平成28年10月28日付けで同様の要請を行ったところです。貴協会におかれては、自転車の販売に当たり道路交通法の基準に合致するものであることの確認を徹底するよう、会員関係各社に周知していただきますようお願い申し上げます。

5. テスト対象銘柄

インターネット通信販売や実店舗で販売されている、メーカー希望小売価格^(注5)が10万円以下の電動アシスト自転車9銘柄をテスト対象としました(表1、写真1)。

表1. テスト対象銘柄

No.	銘柄名 品番	製造または販売事業者	タイヤ サイズ	変速	購入価格 (税込)	製造国
1	エナシスベルファム [CBAEN-C2]	株式会社あさひ 法人番号 (7120001006861)	26×1-3/8	内装3段	¥94,980	中国
2	イグニオ 電動ハイブリッド自転車 シティタイプスタンダード [IGEAB-04]	株式会社ジャパーナ 法人番号 (2180001052558)	26×1-3/8	内装3段	¥69,990	中国
3	BENERO266 [BENERO266]	株式会社永山 法人番号 (5010501016183)	26×1-3/8	外装6段	¥61,980	中国
4	KH-DCY700 [KH-DCY700]	株式会社 カイホウジャパン 法人番号 (7010101009791)	20×1.95	内装3段	¥75,380	未表記
5	bicycle-206 assist [bicycle-206 assist]	日本タイガー電器 株式会社 法人番号 (5120901011731)	26×1.75	外装6段	¥46,800	中国
6	bicycle-456 assist [bicycle-456 assist]		26×1.75	外装6段	¥49,800	中国
7	ビビ・TX [BE-ELTX632]	パナソニック サイクルテック株式会社 法人番号 (1122001021103)	26×1-3/8	内装3段	¥82,920	日本
8	アシスタベーシック [A6B16]	ブリヂストンサイクル 株式会社 法人番号 (9030001041957)	26×1-3/8	内装3段	¥81,800	未表記
9	PAS ナチュラ M [PA26NM]	ヤマハ発動機株式会社 法人番号 (2080401016040)	26×1-3/8	内装3段	¥85,000	未表記

※このテスト結果は、テストのために購入した商品のみに関するものです。

(注5) メーカー希望小売価格10万円以下は税抜価格で算出しています。また、対象銘柄の一部はメーカー希望小売価格がオープン価格のため、実勢価格において判断しています。

6. テスト結果

(1) アシスト比率の調査

9 銘柄中 2 銘柄で道路交通法の定める基準の上限値を超えていました

シャーシダイナモメーターを用いて、対応規格 JISD 9115 に準じた測定を実施しました(写真2)。

テストは、2 種類(緩やかな勾配、急な勾配)の設定路面走行におけるアシスト比率を測定しました。測定の結果を表2に示します。

テストの結果、2 銘柄 (No. 4、5) のアシスト比率が道路交通法で定める基準の上限値を超えていました。

写真2. アシスト比率測定

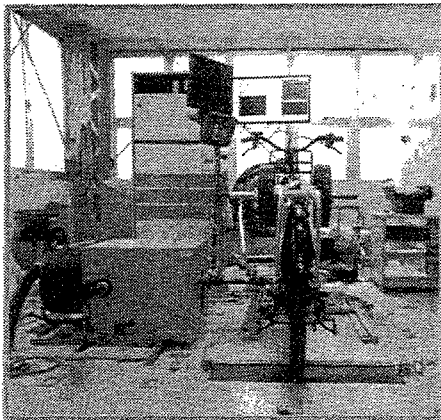
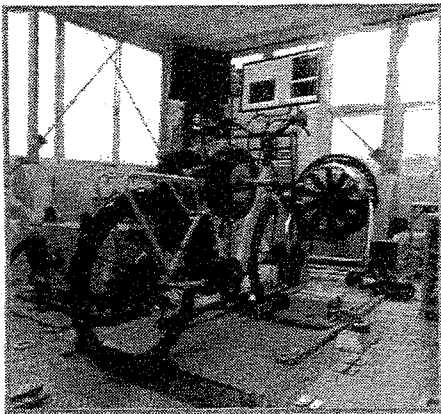


表2. アシスト比率測定結果

No.	銘柄名	道路交通法で定める基準への適合
1	エナシスベルファム	○
2	イグニオ 電動ハイブリッド自転車 シティタイプ スタンダード	○
3	BENERO266	○
4	KH-DCY700	×
5	bicycle-206 assist	×
6	bicycle-456 assist	○
7	ビビ・TX	○
8	アシスタベーシック	○
9	PAS ナチュラ M	○

○：適合 ×：不適合

1 銘柄はアシスト比率が道路交通法の基準を大きく超えており、速度などの条件によっては人の力をほとんど要さずに走りだしてしまいました

測定の結果、No. 5 は緩やかな勾配走路時の速度 5、10、15km/h、急な勾配走路時の速度 5km/h では特に基準を大きく超えていました(表3)。

基準と比較したアシスト比率による駆動力の配分を図2、3に示します。

この結果から、特に基準を大きく超えていた時速 15km/h 以下の低い速度の走行では、人の踏力がほぼかからない、電動モーターのみでの走行と考えられました。